

介護保険施設・老人福祉施設の実地指導等における主な指摘事項

1 人事・職員処遇等について

- ① 職員の健康診断を年1回、又夜勤業務に常時従事する職員の健康診断を6か月以内ごとに実施していないので、実施すること。

○労働安全衛生法施行規則第45条

- ② 介護、看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員については、6か月以内ごとに1回定期的に腰痛の健康診断を実施すること。

○職場における腰痛予防対策指針 H25.6.28 厚生労働省労働基準局長通知

- ③ 施設長について、資格を有する適切な職員を配置すること。

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条

養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 施設運営等について

- ① 夜勤時間帯の介護職員・看護職員の配置について、人員基準による職員数を確保すること。

○厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第一号ロ(1)

(一) 及び(二)並びに第5号イ(1)(一)等

- ② 重要事項が掲示されていなかったもので、施設の見やすい場所に掲示すること。
(閲覧可能な形で備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることで掲示に代えることができる。)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第29条等

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(ア) 施設の見やすい場所とは重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族に対して見やすい場所のことである。

(イ) 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

- ③ 勤務表はサービスごと、月ごとに作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にすること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 24 条、第 47 条等
指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

従業者の勤務の体制は、施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。

- ④ 施設サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容を記録しなければならないが、サービス提供の内容がほとんど記録されていなかったため、具体的な内容を適切に記録すること。

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 9 条等

施設は、施設サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならない。

- ⑤ 高齢者虐待が発生したが、原因分析及び再発防止策の検討が行われていないので、高齢者虐待の原因分析を行い、その結果を踏まえ、再発防止に努めること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 11 条第 7 項、第 35 条の 2 等

虐待防止のために義務づけられている事項（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

(ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 虐待防止のための指針を整備すること。

(ウ) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- ⑥ 高齢者虐待防止マニュアルを整備し、虐待事案が発生した場合の調査方法や再発防止手続きを明確化し、職員に周知徹底すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 11 条第 7 項、第 35 条の 2 等

- ⑦ 切迫性、非代替性、一時性について十分検討せず身体的拘束等を行っており、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないが、記録がないなど、身体的拘束等の適正化を図るために義務づけられている事項について、適正に実施されていなかったため、改善すること。

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 13 条第 4 項、5 項、6 項等

身体的拘束等の適正化を図るために義務づけられている事項

(ア) 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

い場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- (イ) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - (ウ) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (エ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (オ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ⑧ 入居契約書について、令和2年4月1日以降の契約からは、法人でない連帯保証人を付帯する（個人の根保証契約）場合、「極度額」を記載する必要があるので、「極度額」を記載すること。

○民法第465条の2

ユニット型施設

- ⑨ あるユニットの共同生活室が使用されておらず、1箇所共同生活室で2ユニット以上の入所者に対してサービスを提供していたので、ユニットごとに必要な職員を配置し、ユニットごとにサービスを提供すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項、第47条第2項等

ユニット型施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所。

- ⑩ ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置が必要であるが、配置されていないユニットがあったので、配置すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第47条第2項第3号等

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

なお、常勤のユニットリーダーは、当面はユニットリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置すること。

- ⑪ 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置

する必要があるが、配置されていない日があったので、配置すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第47条第2項第1号等

昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

⑫ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する必要があるが、配置されていない日があったので、配置すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第47条第2項第2号等

夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

夜間及び深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間をいい、原則として施設ごとに設定。

3 施設・設備等について

① 静養室に物品等が置かれ使用できないため、整理し、静養室として使用できるようにすること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項等

② サービス・ステーションに物品等が置かれ使用できない状態にあったので、室内を整理整頓し、サービス・ステーションとして使用できるように原状回復し、介護・看護職員が入所者のニーズに適切に応じられるようにすること。

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第3条第1項等

③ 機能訓練室に物品が置かれ、機能訓練を行うための必要な広さが確保されていないので、室内を整理し、機能訓練を行うときに支障が生じないようにすること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第7号イ等

4 入所者の処遇について

① 施設サービス計画について、内容が画一的なので、十分にアセスメント等を行い作成すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第49条準用に基づく第12条等

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方

法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- ② 介護職員が施設サービス計画の内容を把握せず、サービス提供を行っていたので、内容を十分把握しサービスを提供すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 42 条第 1 項、第 47 条第 4 項等

施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活が営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

- ③ 運営懇談会が開催されていない。管理者、職員及び入居者によって構成される運営懇談会を開催し、入居者の状況、サービス提供の状況等の内容を報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

○和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第 9 章 11、和歌山県サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針第 7 章 11

事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあってはこの限りではない。

- ④ 退去時の原状回復費用について、入所者から一律にハウスクリーニング費を請求していた。退去時に入居者が負担すべき費用は原状回復に関する部分とすることが適切とされている。なお、この原状回復とは、賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧することとされているため、その取扱いについては、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（H23.8 国土交通省住宅局）を参考に行うこと。

○和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第 12 章 1(1)、(2)、和歌山県サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針第 9 章 1(1)、(2)ア

5 職員研修について

① 人権擁護に関する研修を1年に1回以上実施すること。

○和歌山県養護老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例第4条等

養護老人ホームは、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対して、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修が年1回の実施だったので、年に2回以上定期的に実施すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条第2項第3号等

施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

③ 事故発生の防止のための職員研修が実施されていなかったため、年に2回以上定期的に実施すること。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条第1項第3号等

事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

④ 虐待防止や認知症に関する研修記録を確認したところ、出席者が著しく少ない状況であったため、虐待防止や認知症に対する職員への理解・認識を深めるために、研修への出席者増加を含め実効性のある研修を行うこと。

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第13条第7項等

6 防災対策について

- ① 消防訓練（消火・避難訓練）を年2回以上実施し、避難訓練については1年に1回以上夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。

また、消防訓練を実施するときは、あらかじめ所轄の消防署へ消防訓練計画通知書を提出すること。

○社会福祉施設における防火安全対策の強化について S62.9.18 社施第 107 号等
避難訓練は最低年二回以上実施することとなっているが、この実施に当たっては消防機関の協力を得て行うよう努め、特に自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的実施すること。

この場合、職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておくこと。

また、職員に対しては、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めるとともに入所者に対しても常日頃から防災に対する意識の高揚に努めること。

- ② 非常災害用の食料及び飲料水が3日分備蓄されていないので、3日分は備蓄すること。なお、飲料水について、1人1日3ℓを目安に3日分備蓄すること。

○和歌山県高齢者福祉施設における災害対応マニュアル H22.6 和歌山県長寿社会課

大規模な地震が発生した場合には、行政も即座に施設への救援活動を実施できない可能性もあります。このため少なくとも最低3日間は施設で入所者・通所者や職員の生活が維持できるように水、食料、その他必需品を備蓄してください。

飲料水については、1人1日3リットルを目安に、3日分を各施設で備蓄しておく必要があります。